

匝 瑳 市 消 防 委 員 会

日 時：平成27年10月21日（水）

午後1時30分から

場 所：市役所議会棟第3委員会室

次

第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 消防団の現状について（報告）
 - (ア) 組織について
 - (イ) 報酬、費用弁償について
 - (ウ) 消防車両、施設等について
- (2) 消防団事業の実施状況及び実施計画について（報告）
- (3) そ の 他

4 閉 会

匝 瑛 市 消 防 団 の 現 状

■組織について

現行の消防団組織は、消防団本部及び12ヶ分団で組織する。

消防団員の定員は、匝瑛市消防団条例第3条の規定により694人と定められており、組織及び配置については、匝瑛市消防団規則第2条の規定により次のように定められている。

(団本部)

階 級	団 長	副 団 長	本部付 (分団長)	定数計	実員数
定 数	1	4	8	13	13

(分団)

所 属	階 級	分団長	副分団長	部長	班長	団員	定数計	実員数	定数との差
中央分団		1	2	6	12	60	81	81	0
	第1部			1	2	10	13	13	0
	第2部			1	2	10	13	13	0
	第3部			1	2	10	13	13	0
	第4部			1	2	10	13	13	0
	第5部			1	2	10	13	13	0
	第6部			1	2	10	13	13	0
匝瑛分団		1	1	3	6	36	47	46	-1
	第1部			1	2	12	15	14	-1
	第2部			1	2	12	15	15	0
	第3部			1	2	12	15	15	0
豊栄分団		1	1	2	4	30	38	38	0
	第1部			1	2	15	18	18	0
	第2部			1	2	15	18	18	0
吉田分団		1	1	2	4	30	38	38	0
	第1部			1	2	15	18	18	0
	第2部			1	2	15	18	18	0
飯高分団		1	1	2	4	30	38	37	-1
	第1部			1	2	15	18	18	0
	第2部			1	2	15	18	17	-1
豊和分団		1	1	3	6	36	47	40	-7
	第1部			1	2	12	15	15	0
	第2部			1	2	12	15	14	-1
	第3部			1	2	12	15	9	-6
椿海分団		1	1	4	8	40	54	48	-6
	第1部			1	2	10	13	10	-3
	第2部			1	2	10	13	11	-2
	第3部			1	2	10	13	13	0
	第4部			1	2	10	13	12	-1
平和分団		1	1	4	8	40	54	54	0
	第1部			1	2	10	13	13	0
	第2部			1	2	10	13	13	0
	第3部			1	2	10	13	13	0
	第4部			1	2	10	13	13	0

所 属	階 級	分団長	副分団長	部長	班長	団員	定数計	実員数	定数との差
共興分団		1	1	2	4	30	38	38	0
第1部				1	2	15	18	18	0
第2部				1	2	15	18	18	0
須賀分団		1	1	2	4	30	38	38	0
第1部				1	2	15	18	18	0
第2部				1	2	15	18	18	0
野田分団		1	2	6	12	90	111	109	-2
第1部				1	2	14	17	17	0
第2部				1	2	17	20	20	0
第3部				1	2	16	19	19	0
第4部				1	2	15	18	16	-2
第5部				1	2	14	17	17	0
第6部				1	2	14	17	17	0
栄分団		1	2	5	10	70	88	84	-4
第1部				1	2	12	15	14	-1
第2部				1	2	12	15	15	0
第3部				1	2	16	19	16	-3
第4部				1	2	14	17	17	0
第5部				1	2	16	19	19	0
合計		12	15	41	82	522	672	651	-21

(全体)

階級	団長	副団長	本部付 (分団長)	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
定 数	1	4	8	12	15	41	82	522	685
実員数	1	4	8	12	15	41	82	501	664
定数との差	0	0	0	0	0	0	0	-21	-21

■報酬、費用弁償について

- ・次のとおり匝瑳市消防団条例第13条で定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第13条 団員に対して、別表第1に掲げる額の報酬を支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。
- 2 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。支給する旅費の額及び支給方法は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例（平成18年匝瑳市条例第47号）の例による。この場合において、同条例中、団長、副団長及び分団長については7級の職務にある者、その他の団員については4級の職務にある者とみなす。
- 3 前項に規定する場合を除き、団員には、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。
- 4 報酬及び前項の費用弁償は、年4回に分けて、6月、9月、12月及び3月に支給する。

別表第1

階級名	報酬年額
団長	105,000 円
副団長	71,000 円
分団長	56,000 円
副分団長	38,000 円
部長	26,000 円
班長	19,000 円
団員	16,000 円

別表第2

支給対象	支給額
教養訓練その他の訓練に参加した団員	1回につき 1,000 円以内
火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
災害現場に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
ポンプ点検整備に従事した団員	1回につき 200 円以内

■消防車両について

1 平成27年度更新車両

ポンプ自動車 無し

小型動力ポンプ付積載車 無し

2 基本方針

初年度登録年月日から起算して20年を経過した車両から更新を計画する。

なお、水槽付車両を各分団に確保するように配備する。

匠瑤市消防団配備車両・ポンプ一覧

(平成27年10月21日現在)

項目 所 属	種 別	車 両						ポ ン プ		
		自動車登録番号	車 種	登録年月日	車検満了日	燃料	年式	級別	製 作 所	
団本部	市役所	指 令 車	千葉 800 せ 3572	ニッサン エクストレム	H19. 2. 22	H29. 2. 21	G	—	—	—
	支 所	指 令 車	千葉 88 せ 2276	トヨタ カルディナ	H 8. 12. 18	H28. 12. 17	G	—	—	—
中央分団	第1部	ポンプ自動車	千葉 804 ね 1	日野 デュトロ	H21. 1. 29	H29. 2. 2	L	H21	A2	モ リ タ
	第2部	ポンプ自動車	千葉 800 り 2	トヨタ ターサ	H24. 2. 23	H28. 2. 22	L	H24	A2	ナカムラ消防化学
	第3部	ポンプ自動車	千葉 800 ろ 3	日野 デュトロ	H25. 1. 25	H29. 1. 24	L	H24	A2	モ リ タ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付)	千葉 88 せ 7310	日野 レンジャー	H10. 2. 16	H28. 2. 17	L	H10	A2	GMいちはら
	第5部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 み 5	ニッサン アトラス	H22. 11. 17	H28. 11. 16	G	H22	B3	ト ー ハ ッ
	第6部	ポンプ自動車	千葉 830 て 2007	日野 デュトロ	H20. 1. 28	H28. 1. 27	L	H19	A2	モ リ タ
匠瑤分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 831 む 119	ニッサン アトラス	H21. 1. 27	H29. 3. 1	G	H20	B3	ト ー ハ ッ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 せ 1192	ニッサン アトラス	H22. 11. 17	H28. 11. 19	G	H22	B3	ト ー ハ ッ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 88 せ 4700	ニッサン アトラス	H 9. 3. 28	H29. 4. 6	L	H 9	B3	富 士 重 工
豊栄分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 1656	ニッサン アトラス	H10. 12. 11	H29. 1. 11	L	H10	B3	富 士 重 工
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 さ 1043	ニッサン アトラス	H24. 2. 23	H28. 2. 22	G	H23	B3	ト ー ハ ッ
吉田分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 88 せ 4698	ニッサン アトラス	H 9. 3. 28	H29. 3. 29	G	H 9	B3	富 士 重 工
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 800 さ 4944	ニッサン アトラス	H11. 12. 10	H27. 12. 9	L	H11	B3	富 士 重 工

所 属	項 目	種 別	車 両					ポ ン プ		
			自動車登録番号	車 種	登録年月日	車検満了日	燃料	年式	級別	製 作 所
飯 高 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水増付)	千葉 800 さ 8851	ニッサン アトラス	H12. 12. 15	H28. 12. 15	L	H12	B3	ト ー ハ ッ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 831 ゆ 119	ニッサン アトラス	H21. 12. 11	H27. 12. 10	G	H21	B3	ト ー ハ ッ
豊 和 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水増付)	千葉 88 せ 6907	ニッサン アトラス	H 9. 12. 22	H27. 12. 21	L	H 9	B3	富 士 重 工
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水増付)	千葉 830 そ 1048	三菱 キャンター	H20. 1. 30	H28. 4. 2	L	H19	B3	ト ー ハ ッ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 88 せ 1459	トヨタ ハイエース	H 7. 12. 21	H28. 4. 2	G	H 7	B3	ト ー ハ ッ
椿 海 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 せ 9250	ニッサン アトラス	H25. 1. 28	H29. 1. 27	G	H25	B3	ト ー ハ ッ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水増付)	千葉 800 さ 4945	ニッサン アトラス	H11. 12. 10	H27. 12. 27	L	H11	B3	富 士 重 工
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 88 せ 1458	トヨタ ハイエース	H 7. 12. 21	H27. 12. 20	G	H 7	B3	ト ー ハ ッ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 せ 7274	ニッサン アトラス	H22. 11. 17	H28. 11. 17	G	H22	B3	ト ー ハ ッ
平 和 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 805 の 1	ニッサン アトラス	H25. 1. 28	H29. 1. 27	G	H25	B3	ト ー ハ ッ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 88 せ 1457	トヨタ ハイエース	H 7. 12. 21	H28. 3. 19	G	H 7	B3	ト ー ハ ッ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 み 3	ニッサン アトラス	H21. 12. 11	H27. 12. 15	G	H21	B3	ト ー ハ ッ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水増付)	千葉 800 さ 1655	ニッサン アトラス	H10. 12. 11	H28. 12. 27	L	H10	B3	富 士 重 工
共 興 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水増付)	千葉 800 さ 8850	ニッサン アトラス	H12. 12. 15	H28. 12. 18	L	H12	B3	ト ー ハ ッ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 せ 6410	ニッサン アトラス	H21. 12. 11	H27. 12. 16	G	H21	B3	ト ー ハ ッ
須 賀 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水増付)	千葉 800 さ 4946	ニッサン アトラス	H11. 12. 10	H28. 2. 25	L	H11	B3	富 士 重 工
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 800 ら 2	ニッサン アトラス	H24. 2. 23	H28. 2. 22	G	H23	B3	ト ー ハ ッ
野 田 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 ち 101	ニッサン アトラス	H22. 11. 17	H28. 11. 16	G	H22	B3	ト ー ハ ッ
	第2部	ポ ン プ 自 動 車 (水増付)	千葉 88 せ 1945	三菱 キャンター	H 8. 3. 14	H28. 3. 17	L	H 8	A2	日 本 ド ラ イ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 ち 103	ニッサン アトラス	H24. 1. 19	H28. 1. 18	G	H23	B3	ト ー ハ ッ

所 属	項 目	種 別	車 両					ポ ン プ		
			自動車登録番号	車 種	登録年月日	車検満了日	燃料	年式	級別	製 作 所
野 田 分 団	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 830 な 21	三菱 キャンター	H20. 1. 30	H28. 1. 29	L	H19	B3	ト ー ハ ッ
	第5部	ポ ン プ 自 動 車	千葉 88 せ 7433	三菱 キャンター	H10. 2. 26	H28. 4. 17	L	H10	A2	GMいちはら
	第6部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 801 て 1111	ニッサン アトラス	H25. 1. 28	H29. 1. 27	G	H25	B3	ト ー ハ ッ
栄 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	千葉 830 さ 3001	ニッサン アトラス	H21. 1. 27	H29. 1. 26	G	H20	B3	ト ー ハ ッ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付)	千葉 830 さ 3002	三菱 キャンター	H20. 1. 9	H28. 1. 12	L	H19	B3	ト ー ハ ッ
	第3部	ポ ン プ 自 動 車	千葉 800 さ 6001	三菱 キャンター	H12. 3. 22	H28. 4. 17	L	H12	A2	畠 山 ポ ン プ
	第4部	ポ ン プ 自 動 車	千葉 88 せ 4537	三菱 キャンター	H 9. 3. 21	H29. 1. 6	L	H 9	A2	GMいちはら
	第5部	ポ ン プ 自 動 車	千葉 800 さ 1789	三菱 キャンター	H10. 12. 24	H29. 9. 29	L	H10	A2	日 本 ド ラ イ

指令車 2台
 ポンプ自動車 10台 (うち水槽付2台)
 小型動力ポンプ付積載車 31台 (うち水槽付12台)
 合計 43台

■消防施設等について

・消防施設等の整備については、8月開催の消防団幹部役員会で消防施設要望調査を実施し、計画的に整備する。

消防機庫・ホース乾燥塔一覧

(平成27年10月21日現在)

区分 分団別	管轄区域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
中央分団	第1部 仲町、砂原	○	○	
	第2部 上出羽、下出羽	○	○	
	第3部 田町、西本町、若潮町	○	○	
	第4部 万町、東本町、福富町、横町	○	○	
	第5部 籠部田、富谷、下富谷	○	○	
	第6部 米倉、米倉新町	○	○	
匝瑳分団	第1部 生尾、山桑、宮本	○	○	
	第2部 松山、中台	○	○	
	第3部 長岡、堀之内、宮和田	○	○	
豊栄分団	第1部 貝塚、飯倉新田、通町、時曾根、幸田南外、池端、台谷、中貫、西之内、雇用促進、団地	○	○	統合機庫
	第2部 新、木積、田久保、青葉谷、久方、亀崎、富岡、牛岡			
吉田分団	第1部 住方、谷、江川、蒲野	○	○	統合機庫
	第2部 新町、栄、城新田、八辺、入山崎、南山崎、南神崎			
飯高分団	第1部 仲台、公崎、城下、小高	○	○	統合機庫
	第2部 片子、大堀、安久山、金原			
豊和分団	第1部 飯塚	○	○	
	第2部 大寺	○	○	
	第3部 内山	○	○	
椿海分団	第1部 仲新久、向新久、宿、青葉町、五正部、天神、八重崎、仲見江、ユウキ住宅	○	○	
	第2部 柳田、東柳田、2班、3組、東八丁歩、学校前、二條、分野、新興分野、瀬戸谷、廿一町、蓮入、椿団地、椿シティ	○	○	
	第3部 仲町、押角、寄島、東町、舟戸町、四軒町、沖北、沖南、学園台	○	○	
	第4部 日之出町、栄町、県営住宅、水神町、緑町	○	×	
平和分団	第1部 川向、安巻、萩曾根、郷内示、御門、仲才、山里、藤四郎野	○	○	
	第2部 糺内、大街道、東原、西原、荒匂、高野、荻野	○	○	
	第3部 東谷	○	○	
	第4部 上谷、下谷、すみれ団地、上平、新宿	○	○	
共興分団	第1部 吉崎、長谷	○	○	
	第2部 西小笹、東小笹、登戸	○	○	
須賀分団	第1部 横須賀、高	○	○	統合機庫
	第2部 蕪里、高野			

分団別		管 轄 区 域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
野田分団	第1部	大根畑、鯨橋、前古屋、高土内、後里、 内裏丘	○	○	
	第2部	大坪、上の馬場、御城、古町、宮前、西宿、 新生、松山、丸の内	○	○	
	第3部	釜前、野手浜	○	○	
	第4部	今泉丘	○	○	
	第5部	今泉浜	○	○	
	第6部	新堀丘浜	○	○	
栄分団	第1部	川辺上方	○	○	
	第2部	堀川丘	○	○	
	第3部	中郷、新田、和田、高松、川辺浜	○	○	
	第4部	栢田丘	○	○	
	第5部	栢田浜、堀川浜	○	○	
合 計			37	36	

平 成 2 6 年 度 匠 瑤 市 消 防 団 事 業 実 績 報 告 書

月 日	事業種別	場 所	内 容
4月5日(土)	消防団役員総会	ふれあいセンター会議室	役員総会を25年度消防団事業計画について協議した。(報告) ・平成26年度消防団事業計画について ・平成26年度消防団事業計画について ・平成26年度消防団事業計画について
5月11日(日)	教養・規律訓練	ふれあいセンター 市役所北側駐車場	全団員を対象とした教養・規律訓練を実施し、団員の資質向上と団組織の充実を図った。(参加団員数：418名)
4月30日(水) 5月30日(金)	分団部別消防操法訓練	・市営グラウンド ・支所南側駐車場 ・支所北側駐車場 ・生涯学習センター福祉センター前駐車場 ・チューリップ広場駐車場	ポンプ自動車・小型ポンプの基本操法訓練により、団員の資質向上と消防団活動の活性化を図った。
5月18日(日)	消防団幹部役員会①	ふれあいセンター第3会議室	幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 ・第8回海浜市消防団大会の開催について ・第5回海浜市消防団大会の開催について ・第4回海浜市消防団大会の開催について
6月1日(日)	匠瑤市消防操法大会	市役所南側駐車場	第8回海浜市消防操法大会を開催し、団員の操法技術の向上 ・第8回海浜市消防操法大会の開催について ・第5回海浜市消防操法大会の開催について ・第4回海浜市消防操法大会の開催について ・第3回海浜市消防操法大会の開催について ・第2回海浜市消防操法大会の開催について ・第1回海浜市消防操法大会の開催について
6月29日(日)	海浜支部消防操法大会	銚子市 「千葉科学大学前駐車場」	第5回海浜市消防操法大会を開催し、市消防操法 ・第4回海浜市消防操法大会の開催について ・第3回海浜市消防操法大会の開催について ・第2回海浜市消防操法大会の開催について ・第1回海浜市消防操法大会の開催について
7月26日(土)	千葉県消防操法大会	千葉県消防学校屋外訓練場	第5回千葉県消防操法大会を開催し、海浜支部消防 ・第4回千葉県消防操法大会の開催について ・第3回千葉県消防操法大会の開催について ・第2回千葉県消防操法大会の開催について ・第1回千葉県消防操法大会の開催について

月 日	事業種別	場	所	内 容
8月23日(土)	消防団幹部役員会②	ふれあいセンター第3会議室		幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 ・消防団定例表彰について ・消防訓練への参加について ・消防施設要望調査について ほか
9月28日(日)	総合防災訓練	市内各12小中学校、飯高コミュニティセンター		市総合防災訓練に参加し、各種訓練に参加した。 (参加団員数：429名)
11月2日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場		全41部隊を対象とした実戦操法による習熟訓練を実施した。 (参加団員数：457名)
11月29日(土)	消防団幹部役員会③	ふれあいセンター第3会議室		幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 ・歳末特別警戒の挙行について ・消防団初出初式参加について ・近隣市町消防初出初式参加について ほか
12月14日(日)	消防出初式演習	野栄中学校体育館		匝瑳市消防出初式挙行に伴い、中隊指揮演習を実施した。
12月28日(日) ～ 12月31日(水)	歳末特別警戒	市内一円		管内の歳末警戒警備(夜警)及び機械器具点検を実施した。 ※市長巡視 12月28日(日) (参加団員数：延1,318名)
平成27年 1月10日(土)	匝瑳市消防出初式	市役所南側駐車場		匝瑳市消防出初式を挙行し、130名・1ヶ部を表彰するとともに、消防職団員の士気高揚を図った。(参加団員数：408名)
1月17日(土) 18日(日)	近隣市町消防出初式	各市町消防出初式会場		横芝光町(1月17日)、銚子市(1月18日)の消防出初式に参列した。
1月24日(土)	飯高寺火災防衛訓練	飯高寺及び周辺地域		国の重要文化財「飯高寺」における火災等の災害発生時において初動体制の確立を図るとともに、円滑な各消防部隊の火災延焼防止活動を総合的に実施した。(参加団員数：90名)
2月21日(土)	消防団幹部役員会④	市役所議会議棟第2委員会室		幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 ・平成27年度消防団員大会について ・平成27年度消防団員大会について ・野栄地区分団再編について ほか
3月18日(水)	千葉県消防大会	青葉の森公園芸術文化ホール		第65回千葉県消防大会に参加した。 第65回千葉県消防大会に参加した。 表彰者 7名 内助功労者 2名

平成27年度匝瑛市消防団事業実績・実施計画書

月 日	事業種別	場 所	内 容
4月18日(土)	消防団役員総会	ふれあいセンター第3会議室	役員総会を開催し、次の議題について協議した。 ・平成26年度消防団事業実績について (報告) ・平成27年度消防団事業計画について ・平成27年度消防団関係予算の執行方針について ・匝瑛市消防団教養・規律訓練について ・匝瑛市消防操法大会出場部関係及び消防操法訓練について ほか
5月10日(日)	教養・規律訓練	ふれあいセンター 市役所北側駐車場	全団員を対象とした教養・規律訓練を実施し、団員の資質向上と団組織の充実強化を図った。 (参加団員数：434名)
5月6日(水) ～ 6月5日(金)	分団部別消防操法訓練	・市営グラウンド ・支所南側駐車場 ・支所北側駐車場 ・生涯学習センター・福祉センター前駐車場 ・チューリップ広場駐車場	ポンプ自動車・小型ポンプの基本操法訓練により、団員の資質向上と消防団活動の活性化を図った。
5月17日(日)	消防団幹部役員会①	ふれあいセンター第3会議室	幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 ・第9回匝瑛市消防操法大会の開催について ・第55回海匠支部消防操法大会について ほか
6月7日(日)	匝瑛市消防操法大会	市役所南側駐車場	第9回海匠支部消防操法大会を開催し、団員の操法技術の向上と士気向上を図った。 ・最優秀賞：中央分団(10ヶ部) ・優秀賞：中央分団第4部 ・小型ポンプ賞：中央分団第3部 ・最優秀賞：中央分団第6部 ・最優秀賞：飯高分団第1部
6月28日(日)	海匠支部消防操法大会	旭市 「旭スポーツの森公園」	第55回海匠支部消防操法大会の開催にあたり、市消防操法大会最優秀賞及び優秀賞を受賞した。 ・最優秀賞：中央分団第4部 ・優秀賞：中央分団第3部 ・小型ポンプ賞：中央分団第5部 ・最優秀賞：飯高分団第1部

月 日	事業種別	場	所	内 容
7月25日(土)	千葉県消防操法大会	千葉県消防学校屋外訓練場		第51回千葉県消防操法大会の開催にあたり、海匠支部消防操法大会最優秀賞受の部(12ヶ部) ・ボンプ車操法の部(12ヶ部) 努力賞：中央分団第4部 ・小型ボンプ操法の部(12ヶ部) 努力賞：中央分団第5部
8月22日(土)	消防団幹部役員会②	ふれあいセンター第3会議室		幹部役員会を開催し、次の議題について協議した。 ・消防定例表彰について ・消防訓練への参加について ・消防施設要望調査について ・実戦操法訓練の実施について ほか
9月27日(日)	総合防災訓練	市内各12小中学校、飯高コミュニティセンター、市役所庁舎、野栄総合支所、生涯学習センター、今泉浜津波避難タワー		※雨天のため中止
11月1日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場		全41部隊を対象とした実戦操法による習熟訓練を実施
12月5日(土)	消防団幹部役員会③	ふれあいセンター第3会議室		議題(予定) ・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式参列について ・近隣市町消防初式参列について ・飯高寺火災防訓練の実施について ほか
12月13日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム		匝瑳市消防出初式挙行に伴い、中隊指揮演習の実施
12月28日(月) ～ 12月31日(木)	歳末特別警戒	市内一円		管内の歳末警戒警備(夜警)及び機械器具点検の実施 ・市長巡視 12月28日を予定
平成27年 1月9日(土)	匝瑳市消防出初式	晴 市役所南側駐車場 雨 八日市場ドーム		匝瑳市消防出初式の挙行
1月中旬	近隣市町消防出初式	各市町消防出初式会場		近隣市町の消防出初式に参列

月 日	事 業 種 別	場 所	内 容
1 月 23 日 (土)	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	国の重要文化財「飯高寺」における火災等の災害発生時における初動体制の確立を図るとともに円滑な各消防部隊の火災延焼防止活動を総合的に実施
2 月 中 旬	消防団幹部役員会④	未 定	議 題 (予 定) ・平成 28 年度消防団主要事業計画について ・平成 28 年度消防団員名簿の作成について ・消防団役員改選について ほか ・第 66 回千葉県消防大会について
3 月 18 日 (金)	千葉県消防大会	青葉の森公園芸術文化ホール	第 66 回千葉県消防大会に参列

○匝瑳市消防委員会条例

平成18年1月23日
条例第130号

(設置)

第1条 市は、消防の充実発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、匝瑳市消防委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、消防団員の服務、待遇、消防施設の改善その他消防に関する重要事項について、市長の諮問に答え、又は市長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 消防関係者 3人
- (3) 学識経験者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 前項に掲げるもののほか、委員総数の3分の2以上の者から委員会に付議すべき事件を付して要求があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。

3 会議の招集については、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。